

[様式 9 - 1]

福祉サービス等第三者評価結果

総合評価

受診施設名	洛和桂小規模保育園	施設種別	保育所 (旧体系 :)
評価機関名	特定非営利活動法人京都府認知症グループホーム協議会		

令和3年2月11日

総 評	<p>洛和桂小規模保育園は京都市西京区に位置し、国が定める「保育所保育指針」の子ども・子育て支援に基づく産休明け（0歳児）から満2歳児までの乳幼児19人の保育に携わっています。隣接の洛和グループホーム桂（認知症対応型共同生活介護）の高齢者と「ともに暮らす」“洛和式”幼老統合ケアを展開しています。また、保育園は同じ地域「幼老統合型複合施設/洛和ウイズ桂」のメンバーとして、洛和会系列の「医療・介護サービスセンター西京桂店」、「訪問看護ステーション西京桂」と連携しています。さらに、保育園は洛和会ヘルスケアシステムの病院部門・クリニック、介護部門、子ども未来事業部等をバックグラウンドに持ち、スケールメリットを活かした保育事業を運営しています。また、同法人の6か所の保育園と連携し、病児・病後の保育も対応が可能である等、医療面での保育支援が法人グループから提供されています。保育園は、保護者と職員が安心して乳幼児に関わることができる環境にあると考えます。</p>
-----	--

特に良かった点(※)

●提供する保育サービスの姿勢の明確化と実践

「保育園しおり」に“保育で大切にしていること”として、保育の理念・子ども像・保育目標・保育方針等を分かりやすい表現で明記し、保育の理念に「子どもの最善の利益」を掲げ、保育方針に『子どもの主体性の尊重・地域の子育て支援・次世代育成・高齢者との交流「幼老統合型複合施設」』等を挙げています。また、「保育園しおり」に保育園が提供する乳幼児の保育サービスと保護者支援について、食事・離乳食、食育、苦情解決の窓口、防災対策、保健・健康管理、家庭との連携等を項目毎に詳しく記載しています。「保育園しおり」は、園の保育実践の一つひとつを保護者と職員が相互に園の保育理念や方針、全体的な計画等に照らし合わせて確認・評価できる様に編集されています。

●職員育成の明確化と実践 サービスの実践記録の整備

開設5年目になる保育園であり、保育専門の職員一人ひとりが法人の定めた職員像をイメージできる様に、施設長自らも積極的に園長としての研鑽を積み、職員とともに本部主導で導入された「保育園用キャリアパス制度」と新人教育「プリセプター／プリセプティ制度」に取り組んでいます。1年から2年・3年・4年・5年の段階を踏んだ「保育園用キャリアパス制度」で、保育園と職員のキャリアパスを視覚化し、職員のモチベーションを高めています。新任教育「プリセプター／プリセプティ制度」では、新任職員が保育実践に必要とされる技術や資格を就任時より発揮できる様、OJT（保育現場）で指導・支援しています。また、職員の教育・研修は、PDCAサイクルに通して行い、「子どもの最善の利益」の実現に努めています。保育実践では「保育所保育指針」に則して、全体的な計画及び指導計画等を作成し、月案・週案・日案・観察、カルテ、対処等の記録を書面で整備しています。保育実践の記録を職員会議・カンファレンス・記録の引継ぎ・部門間の横断的連携に活かしています。

●保育の質の向上に向けた取り組み

保育事業の質の向上を目指して、保護者と職員それぞれに、年2回「保護者用セグメント評価」と「職員用セグメント評価」を実施し、事業計画の見直しと改善に取り組んでいます。「セグメント評価」は、保護者の保育サービスに対する満足度調査と、職員の保育士としての自己評価と保育園全体の事業評価になっています。いずれも、評価を5点満点で数値化し、結果を次年度の保育事業の見直しと改善に役立てています。

第三者評価を昨年度に続けて今年2回目を受診され、結果を保育サービスの質の改善・改革に反映させています。今回の職員や利用者のアンケート調査や職員ヒアリングでは、満足度が高い結果でした。

特に改善が
望まれる点(※)

●ボランティアの受け入れについて

現行のボランティアの受け入れマニュアルを保育園で活用できる内容に更新されることが望まれます。「保育所保育指針」の「地域の子育て支援」の項で、地域の人々によるボランティア活動は地域社会と保育所をつなぐ柱の一つとして位置づけています。更新作業を通して、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れへの取り組みにつながると考えます。

●保育所が有する機能を地域に貢献

法人が掲げたコーポレートスローガン「夢、そして誇り。この街で・・・」と社会貢献活動「SDGs」の取り組みで、園は幼老統合ケアに取り組み、その成果を確認されています。他に中高生と赤ちゃんの交流事業、ふれあい看護体験、チャレンジ体験等をあげています。子育て支援に係る地域の関係組織や機関と連携し「こども110番の家」等、地域に貢献されています。加えて、京都ファミリーサポート講習会の講師派遣や地域の保護者に対して、離乳食・おやつの作り方、給食の試食会、手作りの玩具づくり、子育て相談等への取り組みを保健センター等と共同で行ってはいかがでしょう。

●保護者からの意向の解決の仕組み、要望や苦情受付窓口に三者の設置

保護者からの意向を解決するしくみとして、苦情解決マニュアルを整備し年2回「保護者用セグメント評価／利用者アンケート」等で利用者の意向を把握しています。保護者から苦情があった場合、申し出た保護者にフィードバックされていますが、苦情解決の経過や改善策などを個人情報保護に配慮した上で公開するところまでには至っていません。保護者会での公表や広報誌に欄を設け掲載される等を講じてはいかがでしょう。

要望・苦情等に関する窓口が保育園長のみとなっています。保護者が要望や苦情を第三者及び法人の子ども未来事業部、行政等にも相談できる様、重要事項説明書等に明記することを望みます。

●職員の休憩室の確保について

「NO1方針」に「働きやすく働きがいのある組織にします」と掲げ、職員教育・育成や福利厚生事業の充実等で働きやすい職場づくりに努めておられます。職員が仕事を離れてくつろげる環境を確保されることを望みます。

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【保育所版】 評価結果対比シート

(注)判断基準「a b c」について

【平成28年度以前の基準とは異なるため、当評価結果との対比はできませんのでご留意下さい】

(a)は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b)は多くの施設・事業所の状態、(c)はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改定されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取り組み水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受診で(a)を得られなくなる可能性もあります。

受診施設名	洛和桂小規模保育園
施設種別	保育所
評価機関名	特定非営利活動法人 京都府認知症グループホーム協議会
訪問調査日	2020年12月18日

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-1 理念・基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	a

【自由記述欄】
 1. 洛和会ヘルスケアシステム（以下、法人）の理念・コーポレートスローガン「夢、そして誇り。この街で・・・」、社会貢献活動「SDGs」の取り組みに基づいて、保育園の理念（以下、理念）に「子ども(乳幼児)の最善の利益」、保育方針(以下、方針)に【保育園の環境(人的含む)の整備、食育、子どもの主体性の尊重、人権尊重、地域の子育て支援・次世代育成・地域の高齢者との交流、「洛和式」幼老統合ケアの実践】を掲げている。ホームページやパンフレット、「洛和桂川小規模保育園しおり(以下、保育園しおり)」、重要事項説明書等に記載し、保育園内(遊戯室)に掲示し、地域や保護者、職員等に周知している。また、職員は法人内集合研修等で周知している。「子どもといっしょに笑顔で暮す」をテーマに、同法人系列の「訪問看護ステーション西京桂」、「医療介護サービスセンター西京桂店」、隣接の「認知症グループホーム桂」と同一地域「洛和ウイズ桂/幼老統合型複合施設」の仲間の一員として位置づいている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	a
		3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	a

【自由記述欄】
 2. 園長は、定期開催の『子ども未来事業部門、子ども未来事業部(経営管理課)の傘下の園長会・施設長会/以下園長会・施設長会とする』に出席し、また、京都はぐくみ室や地域の子育て支援の組織や団体等と連携し、地域の桜原学区子育て連絡会等の定例会議に出席する等で、保育園の事業経営を取り巻く環境や経営状況等を把握している。毎月、保育のコスト分析や保育利用者の推移、利用者率の分析を「京都市年齢別保育施設児童数」にまとめ、京都市と法人本部に提出している。
 3. 法人の園長会・施設長会、月例の職員会議等で園の事業に関する経営課題に関する検討会議を開催している。年2回実施の「保護者セグメント評価」と「職員セグメント評価」で経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。職員は社内ネットワーク(以下イントラネット)や本部通達等で法人本部や子ども未来事業部門の決定事項をリアルタイムに周知することが出来る。2016年4月に開園した園は、8か月後の12月9日に第三者評価を初回受診し、今回は2回目の受診である。園は質の向上に向けた取り組みに第三者評価の受診結果を反映させている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	a
		5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	a
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	a
		7	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	a

【自由記述欄】
 4. 中・長期的なビジョン「子ども未来事業部の方向性」を明確にしている。「特定地域保育小規模保育園A型」認定保育園である園は、社会貢献活動「SDGs」の取り組みの一環として、次世代育成と高齢者ケアを融合した“洛和式”幼老統合ケアを提供している。保育園の0歳児～2歳児までの園児(16人)が、隣接の「認知症対応型グループホーム桂川」の高齢者と日常的に交流している。中長期計画に事業部全体でIT化を図ることや、連絡帳等に「コードモン」の導入を計画に上げている。
 5. 6. 中・長期的なビジョンに基づいて、2020年度事業計画に①質の向上、②人材確保、③業務の標準化、④経営管理等を上げている。事業計画は職員や保護者の意向を取り入れ、実施状況の把握や評価・見直し等を法人本部と子ども未来事業部、保育園とが一体となって行っている。具体的には、年2回(前期・後期)、職員セグメントと保護者セグメントを実施し、職員会議で目標の達成状況を評価している。各クラスの年間指導計画を同年度保育課程に沿って策定している。
 7. 事業計画等の実施状況については、保護者参観や年2回開催の保護者懇談会等で保護者に説明し、全体的な計画に基づき、毎月、「園だより」「給食だより」「保健だより」「クラスだより」等を発行し、リアルタイムで掲示板に掲示している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	a
		9	② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	a

【自由記述欄】
 8. 9. 年2回「保護者セグメント評価」と「職員セグメント評価」を実施し、保育の質の向上に保護者や職員の意向を反映した取り組みを組織的にこなしている。評価の分析結果を数値化し、改善策を添えて評価者に公開している。保育園として取り組むべき課題をマネジメントサイクル【P(計画)D(実行)C(見直し)A(改善)]を通して、改善し発展させている。ホームページに保育園の取り組みと園児の生活の様子をカラー文字、写真・イラスト入りで掲載している。京都府第三者評価の受診は昨年に続き、今年は2回目である。第三者評価の結果を通して、職員や保護者セグメントの質問項目等を見直し、より実効性のあるセグメント評価表に更新している。

II 組織の運営管理

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	b
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	a
	II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	a
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	a

[自由記述欄]
 10. 文章「職務分掌表」「園長業務」に、保育園の経営・管理、有事における園長の権限や役割・責任、不在時の権限移譲等について明記している。園長は自己の権限と役割を理解し、職員会議や保育現場でリーダーシップを発揮している。園長自らが、ホームページや広報誌、保育園内の園たより等を使って、自身の役割や責任を職員に表明するまでには至っていない。
 11. 園長は法令遵守の観点で経営に関する研修等に参加し、イントラネットの「法令一覧表」で保育事業を行う上で遵守すべき幅広い分野の法令について周知している。職員には書籍「保育所保育指針」を購入し、保育事業の運営に必須の法令を遵守する必要性や実効性を理解させている。
 12. 13. 園長は子ども未来事業部門の傘下の複数の保育園・児童館と一体的に職員の教育・育成に、保育園内外の教育・研修プログラムに参加させている。法人主催の「キャリアパス制度」及び「プリセプター／プリセプティ制度」や、「京都市はぐくみ局幼保総合支援室」や「京都市児童館連盟」主催の「京都市保育人材キャリアパスレポート」「パッケージ型キャリアパス研修」等がある。園長は現場の業務を職員と行動を共に遂行し、また、年2回実施の「職員向けセグメント評価」や「自己評価」等で職員一人ひとりのニーズを把握し、経営の改善や業務の実効性を高め、労働環境の整備に努めている。月例の職員会議(検討会議)に職員全員が参画している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	a
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	a	a
	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	a

[自由記述欄]
 14. 保育園人事採用と管理は、子ども未来事業部門と園長が情報を共有し、計画的に行っている。採用は小規模保育園の人員配置基準に基づき、保育士有免許者のみとしている。法人ホームページに「保育士の職員紹介制度」を掲載し、法人内部で人材の紹介と採用を行う仕組みがある。応募者に対して採用試験と面接を行っている。
 15. 理念や方針に沿った職員像を明確にし、職員自身が将来の姿を描けるように、職員の研修・教育に「年間到達目標評価表」、「自己目標自己評価」、「新人指導記録」等を整備し、研修の成果を自らが評価できる仕組みを構築している。総合的な人材確保と育成計画、人事管理の体制を整備している。
 16. 年2回、職員に対して「職員用セグメント評価」と上長による個人面談を行っている。職員一人ひとりの就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。ワークライフバランスに配慮し、職員のメンタルヘルスケアやハラスメントの防止や対応への取り組み等、法人の総合的な福利厚生事業が充実している。職員の休憩室のスペース等の環境が十分とは言えない。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	a
		18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	a
		19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	a
	II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	b

[自由記述欄]
 17. 18. 19. 職員一人ひとりが教育・育成の場に参加できる仕組みがある。職員の教育・研修に関する基本方針と年間計画を策定し、キャリアパス(経験年数1年・2年・3年・4年)制度と新人教育に「プリセプター/プリセプティ研修」を実施している。OJTでプリセプター(先輩)とプリセプティ(新人)の関係を構築し、21項目の「プリセプター評価表」、17項目の「プリセプティ評価表」、「新人指導記録」、「プリセプター総合評価」、また「自己目標評価表」、「年間到達目標評価表」を活用し、職員一人ひとりが、自分で定めた課題に取り組み、自己評価を行っている。また、職員は園外の発達支援関連の研修等や園内の救急救命、調乳・離乳食等のテーマ別研修等を履修している。毎年開催の法人内(院内)学会で「幼老統合ケア」の取り組みを発表している。
 20. 2016年4月に開設した保育園である。法人統一の「実習生受け入れマニュアル」や実習生を受け入れ体制を整備しているが、小規模保育園では申し入れがないという感を抱いている。個人からの申し入れが1件あった。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-3 運営の透明性の確保	II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	a
		22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	a
[自由記述欄]					
21. 保育園の理念・運営方針、ビジョンや活動内容等をホームページや「保育園しおり」、法人の各種の広報誌、「園だより」等で公開している。第三者評価の受診は昨年に続き今年は2回目である。保育フェスタ（みやこメッセ）に出展した子どもの作品をリモートで紹介したり、椋原子育て支援連絡通信の遊びのコーナーに移動動物園やXmasパーティの参加、保育園見学の受け入れ等を案内している。 22. 京都市及び法人本部内部監査室等で外部監査と内部監査を受け、運営の透明性を確保している。指摘事項の改善に組織的に取り組む仕組みがある。職員は保育園の事務・経理等に関するルールについて、イントラネットや本部からの文書通達、園長からの報告等で周知している。					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-4 地域との交流、地域貢献	II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	a
		24	② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	b
	II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	25	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	a
	II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	26	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	b	b
		27	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b	a
[自由記述欄]					
23. 地域の関係機関と連携や交流を保育の理念に掲げ、洛和ウイズ桂「幼老総合複合施設」の一員として、また、「幼老統合ケア」の実践者として隣接の高齢者福祉施設の高齢者と日常的に交流している。地域の関係組織や団体等と協力し、移動動物園やXmas会等を実施し、保育園児と地域との交流を深める取り組みを行っている。園独自で子育て相談の一環として、講習会の開催を計画している。 24. 法人統一の「ボランティア等受け入れマニュアル」に基づいて、受け入れ体制を整備し、中学生の職場体験学習を受け入れている。昨年までは、野菜や花作りを近隣の住民が関わっていたが、現在は近隣の住民の都合により行っていない。 25. 西京区子どもはぐくみ室や保健センター、児童相談所、椋原学区子育て支援連絡会等と連携し、要保護児童等の支援に取り組んでいる。また、児童発達支援センター洛西愛育園の来園による発達相談やアドバイス等を定期的に受けている。 26. 貢献活動「SDGs」の取り組みをホームページに上げ、地域の街づくりに貢献している。「子ども110番の家」を設置し、幼老統合施設として隣接の高齢者施設の高齢者と日常的に交流を深めている。高校生のチャレンジ体験学習の受け入れや土曜日に園庭を地域に開放している。今年度は、法人内の保健師による子育て相談会や入園前の家庭を対象にした給食試食会や体験入園を計画している。災害時の地域での役割の必要性は認識しているが、取り組みは出来ていない。 27. 児童館だよりで地域の児童発達支援センター「洛西愛育園」の子どもの発達相談やあそびのひろばの利用を紹介している。椋原学区子育て支援連絡会会議（椋原社会福祉協議会、椋原民生児童委員協議会、椋原小学校、椋原中学校等多数）に参画し、地域のクリスマス会や移動動物園等にスタッフの一員として参画している。					

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	a
		29	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a	a
	Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	30	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	a
		31	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	a
		32	③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	b

【自由記述欄】

28. 理念・方針に「子どもの最善の利益」「子どもの主体性を尊重する」等を掲げ、全体的な計画と指導計画に利用者を尊重する姿勢を明示している。毎年、子どもの尊重や基本的人権に関する研修を行っている。倫理委員会規程に基づいて、「インターネットと人権」をテーマにDVD学習を実施している。「年間指導計画」に基づいて保育実践を行っている。子どもが互いに尊重し合える保育実践として、性差による固定的な対応等は行っていない。他国籍の児童は在籍していない。

29. 倫理委員会規定やプライバシー保護・虐待防止権利擁護に関する規程・マニュアルを整備し、職員は職員研修(人権・倫理・統合育成・児童の発達理論、配慮を要する児童の対応等)で周知し、職員会議で話し合っている。ブログや保育園、クラスだよりの写真掲載や内容等は法人本部でチェックする機能がある。

30. 京都市幼稚園・保育園・認定こども園等を掲載した本屋ポスターで保育所の情報を提供している。保育園の情報は、ホームページや重要事項説明書、運営規程、広報誌や保育フェスタのDVD等で公開している。園の見学希望に随時応じている。

31. 入園前に保護者一人ひとりと面談をしている。また、毎年4月から5月実施の保護者懇談会や年2回実施のクラス懇談会で「保育園のしおり」を基に年間保育計画やクラス運営等について説明している。

32. 卒園児には「保育要録」を作成し、必要時に対応できるように準備している。毎年、「夏祭り」の開催前に、卒園児や退園児に対して、「夏祭りのお誘い」の手紙を郵送し、参加を呼びかけている。保育を終了した後の子供の様子に留意している。保護者に退園後の相談窓口や担当者について周知は行っていないが、園長や元担任で対応している。「保育園しおり」等に卒園後の相談窓口と担当者の氏名を明記していない。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	33	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	b
		34	② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b	a
		35	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	a

【自由記述欄】

33. 年2回実施の「保護者満足度アンケート/保護者用セグメント」で保護者の意見・要望・苦情を広く収集し、職員から見えない場所に「苦情ポスト」を設置している。苦情があった際は、すぐに苦情解決のための話し合いを行い、記録に残し、保護者に対応策をフィードバックしているが、その中身を個人情報に配慮した上で公開し保護者と園の共通課題とするまでには至っていない。苦情解決の相談窓口や方法については、利用契約書や重要事項説明書、「保育園しおり」等に明記しているが、アクセス方法が園長のみであり第三者や行政、子ども未来事業部へのアクセス方法を明記されていない。

34. 保護者は送迎時の対話や連絡帳、年2回実施の「保護者用セグメント」、「苦情ポスト」等を通して、保育園に意見要望を伝えている。保育園は希望者に個人面談の機会を設けている。

35. 「相談苦情対応マニュアル」「苦情対応チャート」に基づいて、保護者からの相談や意見には組織的かつ迅速に対応している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	a
		37	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	a
		38	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	a
		39	④ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	b	a

[自由記述欄]

36. リスクマネジメント委員会を設置している。「緊急時対応マニュアル」に基づいて、ヒヤリハット事例や事故・ケガの発生の報告書を作成し、職員間で共有している。子ども未来事業部門で傘下のヒヤリハット事例や事故発生の報告等を集約し、再発の防止等を検討している。全職員は安全確保・事故防止に関する研修を全体研修(11月)で受講している。今後、子ども未来事業部門で集約した事業部全体の事故発生やヒヤリハット事例を事故発生の防止に反映させる予定である。

37. 「保育所における感染症対策ガイド」に基づいて、「保育園しおり」に感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を明記している。コロナウイルス感染拡大防止に対して、「新型コロナウイルス感染予防・対応マニュアル」を作成し、数回、更新している。室内の温度、湿度、換気、園内の遊具や玩具等の消毒を徹底して行っている。「安全対策点検表(チェックリスト)」を基に、毎月、園内外の安全点検を徹底して行っている。

38. 非常災害マニュアルと防災計画等を整備し、担当者を設置している。年2回、消防署と連携し(地震・火災、水害、地震・火災)の消防訓練と避難訓練を隣接する高齢者施設と合同で行っている。毎月、火災時の避難実施訓練を行い、不審者実施訓練や地震・火災シェイクアウト訓練を行っている。緊急連絡網を作成し、オムツ、液体ミルク、ビスケット等を備蓄している。

39. 不審者の侵入時における対応マニュアルを整備している。防犯システムや防犯カメラを設置している。保育中に抜き打ち不審者対応実施訓練を行っている。警察等と連携した職員研修を行えるよう現在日程調整中である。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	40	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	a
		41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	a
	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	42	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	a
		43	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	a
	Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	44	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	a
		45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	a

[自由記述欄]

40. 「保育園しおり」に“保育で大切にしていること”として、保育理念、子ども像、保育の目標、保育方針を明記し、保育に関する基本姿勢を明らかにしている。「乳幼児の最善の利益」を掲げた理念と方針に沿って、子どものプライバシー保護や権利擁護に努めている。標準的な実施方法は京都市の「保育所保育指針」に沿って、全体的な計画に基づき、年間クラス指導計画・年間個人別指導計画・月案・週案・日案を作成している。

41. 規定に則して、各種の業務マニュアルの検証・見直しを年1回行っている。見直しには、「保護者セグメント評価」「職員用セグメント評価」の結果やクラス月案、個別の年間指導計画、月案・週案・日案等の検証結果を反映させている。

42. 入園前に保護者と個人面談を行い、子どもの日常生活の様子(食事・睡眠等)や保護者の要望等を聴き取り、また、児童票・緊急連絡簿・健康調査・医師の診断書等でアセスメントを実施し、全体的な計画を基に年間計画、クラス月案、個別のニーズに沿った指導計画、月案・週案・日案を作成している。入園直後に慣らし保育を実施している。入園後も定期的に日誌や指導計画の記録、検討会議、カンファレンス等の情報をもとに、再アセスメントを実施し、個別指導計画・月案・週案・日案の評価・見直しを行っている。

43. 毎月、園長と主任・担任とでクラス月案の評価・見直しを行い、それを踏まえた次月の指導計画を作成している。

44. 一人ひとりの子どもの日常生活の状況と発達状況等を記録している。必要に応じて職員会議で話し合い情報を共有している。

45. 子どもの記録の管理に関する規定を個人情報保護規程やデータ管理マニュアルに定めている。記録類は所定の戸棚に保管し施錠している。「保育園しおり」に「個人情報の保護について」を記載し、職員は研修「個人情報の理解」で周知している。

A-1 保育内容

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(1) 全体的な計画の編成	46	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a	a
		47	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	a
	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	48	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	a
		49	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	a
		50	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	a

[自由記述欄]

46. 保育園の保育の理念及び保育方針、「保育所保育指針」に基づき、全体的な計画【子ども一人ひとりの年間指導計画、月案・週案・日案、保育の一日の(デイリープログラム)、保健計画・食育計画・行事計画等】を策定している。指導計画は「保育園しおり」に明記した“保育で大切にしていること”に照らし合わせて、3か月毎に見直し、更新している。

47. 保育室に温度計と加湿器を設置し室内を快適な空間にしている。寝具は週末に家庭に持ち帰り洗濯・乾燥等の衛生面に留意している。トイレは清掃をこまめに行い、ペーパータオルや消毒用アルコールを設置している。睡眠時の部屋を落ち着いた空間にするため、カーテンで間仕切りしている。

48. 職員は、子ども一人ひとりの言葉や丁寧な聞き取り、園児の発達段階に応じてゆっくりとわかりやすい言葉で、否定的な言葉を使わず話しかけている。訪問時に確認できた。

49. 子どもの発達段階に応じて、食前の手洗いや衣服の着脱、鼻かみ等、自分の身の回りのことを自分でしようとする気持ちを大切にしている。必要などころのみ手助けし、一人ひとりの子どもの主体性を育てている。玩具の後片づけ等も習慣づけている。

50. 保育室の環境を子どもが主体的に遊びを選択できるようにしている。キッチンセットや電車遊び、絵本などのコーナーを設け、自分でブロックや積み木等の玩具を取り出せるように収納棚を低くしている。日常的な散歩や近在の小中学校との交流、地域の行事(ふれあい動物園や人形劇)等に積極的に参加し、自然や社会との関わりを体験できるようにしている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	51	⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		52	⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		53	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	非該当	非該当
		54	⑧ 障害のある子どもが安心して生活でき喜んで遊べる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		55	⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		56	⑩ 小中学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	非該当	非該当

[自由記述欄]

51. 乳児保育を担任保育士2名体制で行っている。乳児一人ひとりの発達段階に合わせた個別指導計画を基に、遊びや運動を行っている。部屋の隅の静かなコーナーにベッドを置き、乳児が静かな環境でゆっくりと眠れるようにしている。

52. 3歳児未満(1・2歳児)の年齢は、一人ひとりの発達や状況、興味などに個性が現れる時期である為、それに合わせた遊具を用意し自主的な遊びができるようにしている。また、児童の間で事故を伴うトラブルが起こらないように、職員が傍であやしながら遊んでいる。必要に応じて、専門家に育児に関する相談ができ、適切なアドバイスを得ることが出来る体制となっている。保護者とは連絡帳等で家庭の育児との継続性を図っている。

53. 小規模保育園で3歳児以上は在籍していない。

54. 現在、保育園には「障害がある」と診断された子どもは在籍していないが、気になる状況が観察された場合には、保護者と話し合いの場を設け、理解を深めるように働きかけている。子ども一人ひとりの情緒及び言語表現、興味などには子どもの視点を大切にしている。

55. 他の子ども達が降園した後、寂しさを感じないように2名の職員が寄り添い関わっている。夕食までの空腹を配慮して、軽い補食を提供している。

56. 0~2歳児の小規模保育園のため、小中学校との関わりは必要とされていない。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(3) 健康管理	57	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a	a
		58	② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	a
		59	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	a
	A-1-(4) 食事	60	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	a
		61	② 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	a	a

[自由記述欄]

57.58. 保健と健康管理に関する取り組みを「保育園しおり」に明記し、入園時に保護者に配布している。園児の健康診断（内科・身長・体重測定1回/月）と歯科検診（2歳児 1回/半年）を実施し、診断結果を「健康記録簿」に記載している。「けんこうのきらく」を保護者と共有し、園児一人ひとりの保育に反映させている。乳児突然死候群(SIDS)を防ぐため、午睡は仰向けで寝かし、子どもの様子を10分間隔で確認し「午睡チェック表」に記録している。登園時に一人ひとりの子どもの健康状態の情報を連絡帳等で職員が周知している。

59. アレルギー疾患のある子どもには、医師の指示を受けて、除去食を職員・調理担当者・保護者とが連携して提供している。保護者が除去食品にチェックを入れ、職員と調理担当者がダブルチェックを行い、一人ひとりの子どもに名札を添えたトレイで配食し、誤食のリスクを回避している。

60. 子どもの発達段階に応じ、食事の量や形状等に配慮し、離乳食も個別に形状や柔らかさに留意している。月に2~3回、子どもの人気メニューを献立に入れている。日々の給食とおやつ献立表を月単位で保護者に配布し、家庭の献立とのバランスに配慮している。食後にお茶で口腔内の清掃を行っている。園の家庭菜園で収穫したサツマイモを食卓に載せ、絵本を活用した《食育》に取り組んでいる。誕生会の特別献立や季節感のある旬の食材で手作りの給食とおやつを提供している。「保育園しおり」の食事と離乳食の項で詳しく記載し、保護者に周知している。

61. その日の喫食状況等の食事に関する情報を調理師と共有し、状況に応じて味付けや食事形態等を見直している。季節感のある食事や行事食等を献立に取り入れ、食事に興味が持てる様になっている。感染症予防マニュアルに基づき、手洗いの励行や調理室の清潔に徹底し食中毒の発生予防に努めている。便検査も行っている。「給食だより」と季節感のある献立やヒントを盛り込んだカラー刷りのレシピをこまめに発行している。

A-2 子育て支援

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 子育て支援	A-2-(1) 家庭との緊密な連携	62	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	a
	A-2-(2) 保護者の支援	63	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	a
		64	② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	a
	A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	65	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	a

[自由記述欄]

62. 日々の園児の生活の様子を保護者と園の職員が連絡帳に記載し共通理解を図っている。また、朝夕の送迎時に家庭での様子を聴き取り、園エピソードを伝えている。年2回、保護者懇談会を行い、保育参観や季節行事等で保護者が子どもの園生活の様子に触れ・観察でき、クラスの保護者等と職員が意見交換を行い、情報の共有化を図っている。

63. 一人ひとりの保護者の家庭生活や子育てにまつわる不安や困りごとの相談に応じ、内容によっては他の職員と連携し、園全体で保護者が安心して子育てができるよう、園での一日の様子、睡眠の時間や様子、喫食状況、排尿・排便の様子等を口頭や連絡帳で伝えている。

64. 家庭等での虐待やネグレクト等の権利侵害の疑いや兆候を察した場合は、連絡帳や観察された送迎時の子どもの様子等を踏まえて、保護者との話し合いやケースカンファレンスを実施する等の対応策を講じている。京都はぐみ室に連絡するケースもある。虐待の早期発見と早期対応及び虐待の予防に関する職員研修を受講している。

65. 日々の保育実践（月案・週案・日案）記録を基に、個別指導計画の評価・見直しを行い、次月の個別指導計画を作成している。職員は、月例の職員会議で保育の専門職としての自己評価・職員間の情報共有による相互評価で保育実践を振り返っている。また、連盟や法人のキャリアパス研修等に取り組み、自己研鑽に努めている。職員一人ひとりが取り組む「職員用のセグメント評価」が保育の質の向上を目指した保育事業の評価につながっている。